

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第15号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（所得の制限）</p> <p>第3条 条例第3条第2項第2号の規則で定める所得の制限を超える者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）一人親家庭等の<u>母又は父及び児童</u>については、次のア又はイに該当する<u>場合</u></p>	<p>（所得の制限）</p> <p>第3条 条例第3条第2項第2号の規則で定める所得の制限を超える者は、<u>一人親家庭等の母又は父及び児童</u>で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）一人親家庭等の<u>母、父又は児童</u>（以下「一人親家庭等の母等」という。）の<u>前年の所得（1月から8月までの間に受けた医療に係る福祉医療費の助成にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）</u>が、別表第1の左</p>

ア 一人親家庭等の母、父又は児童
(以下「一人親家庭等の母等」と
いう。)の前年の所得(1月から
8月までの間に受けた医療に係る
福祉医療費の助成にあつては、前
々年の所得とする。以下同じ。)
が、別表第1の左欄に掲げる扶養
親族等又は児童の数に応じ、それ
ぞれ同表の右欄に掲げる金額以上
の者

イ 一人親家庭等の母若しくは父の
配偶者、条例第2条第4項第2号
に定める者を現に扶養している者
又は民法(明治29年法律第89
号)第877条第1項に定める扶
養義務者(以下「一人親家庭等の
母の配偶者等」という。)で、生
計を維持するものの前年の所得が、
別表第2の左欄に掲げる扶養親族
等又は児童の数に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる金額以上の者

(2) 心身障害者については、次のア又
はイに該当する場合

欄に掲げる扶養親族等又は児童の数
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げ
る金額以上の者

[号の細目を加える。]

[号の細目を加える。]

(2) 一人親家庭等の母若しくは父の配
偶者、条例第2条第4項第2号に定
める者を現に扶養している者又は民
法(明治29年法律第89号)第
877条第1項に定める扶養義務者

<p>ア <u>本人の前年の所得が、別表第3の左欄に掲げる扶養親族等の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額以上の者</u></p> <p>イ <u>配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその心身障害者の生計を維持する者の前年の所得が、別表第4の左欄に掲げる扶養親族等の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額以上の者</u></p> <p>2 <u>前項の所得の範囲及びその算定方法は、同項第1号については児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条及び第4条、同項第2号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条及び第5条の規定によるものとする。</u></p>	<p><u>（以下「一人親家庭等の母の配偶者等」という。）で、生計を維持するものの前年の所得が、別表第2の左欄に掲げる扶養親族等又は児童の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額以上の者</u></p> <p>[号の細目を加える。]</p> <p>[号の細目を加える。]</p> <p>2 前項の所得の範囲及びその算定方法は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条及び第4条の規定によるものとする。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第3条関係）

扶養親族等の数	金額
---------	----

0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円をその額に加算した額）

別表第4（第3条関係）

扶養親族等の数	金額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

様式第2号の2注意事項6中「ただし住民税非課税世帯で減額認定証の交付を受けている場合は、助成の対象となりますので、領収書等を添えて申請してください。（償還払い方式）」を削る。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行し、改正後の亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、同日以後に受けた医療について適用する。